

第82回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年3月25日(月) 午後1時30分から午後2時25分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第3会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	出席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	出席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席	○	会長職務代理者
18	青田誠	出席	○	会長職務代理者
19	田摩仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第1号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第2号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第3号	合意による解約等の通知について
報告第4号	県許可案件の許可状況について
報告第5号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和6年3月25日 午後1時30分)

議長 定刻となりましたので、只今から、第82回総会を開催致します。

【 議長挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を福永信幸委員と青田誠委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が9件提出されております。

まず、農地確認です。

飾東町庄の田[]につきまして、「令和3年1月28日付4条受理を受けたが、農業用倉庫を建築する計画が中止となり、引き続き農地として利用している」との申請です。

現況は「畑」となっており、担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

次に、非農地確認です。

1番です。

広畑区蒲田の田[]につきまして、「平成13年以前より、住宅敷地となっている」との申請です。

2番です。

林田町下伊勢の畑[]につきまして、「平成10年以前より、竹林となっている」との申請です。

3番です。

夢前町苜野の田[]につきまして、「平成10年以前より、防火水槽として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町苜野の畑[]につきまして、「平成13年以前より、原野となっている」との申請です。

5番です。

夢前町苜野の田[]につきまして、「平成元年以降、事務所敷地として利用している」との申請です。

6番です。

安富町塩野の畑[]につきまして、「平成10年より、住宅敷地の一部及び車庫敷地として利用している」との申請です。

7番です。

山田町多田の畑[]につきまして、「平成10年以前より、自宅敷地の一部として利用している」との申請です。

8番です。

四郷町明田の田3筆[]につきまして、「平成9年以前より、進入路及び倉庫敷地の一部として利用している」との申請です。

9番です。

御国野町国分寺の田[]につきまして、「昭和60年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、15件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

所有権の移転が14件、使用貸借権の設定が1件となっており、1番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人はいずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす

影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から6番につきましては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

1番です。

兼田の田 [] につきまして、兼田の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 []

[] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「面積が小さく、農業経験も十分あるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

2番です。

西脇の田 [] につきまして、西脇の [] が、 [] から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。作付作物は「ぶどう」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 []

[] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「作付の研修を受けており、水利を使わず、面積が小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番です。

夢前町前之庄の畑 [] につきまして、大阪市の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。なお、譲受人は申請地に隣接する住宅に転居予定となっております。申請地の一部に農業用倉庫が建っておりますが、引き続き農業用倉庫として使用する旨の則29条の確認願が同時に提出されています。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 []

[] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「水利を使用せず、面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

4番です。

夢前町寺の田3筆 [] につきまして、加古郡播磨町の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。なお、譲受人は通作距離約1kmの住宅に転居予定となっております。また、すでに農業用倉庫、農業用資材置場として使用されている農地について、同時に取得するとして所有権移転による5条の転用許可申請が提出されています。作付作物は「水稻、花、露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

5番です。

夢前町菅生潤の田 [] につきまして、夢前町菅生潤の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜、大麦」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「隣接地が自宅で以前から耕作しており、面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

6番です。

船津町の田2筆 [] につきまして、神崎郡福崎町の [] が、

から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稲、露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としては、

とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「実家での農業経験があることや地元からのサポートが期待できるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

7番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

7番です。

網干区宮内の田2筆 につきまして、網干区宮内の が、 から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

8番です。

夢前町護持の田 につきまして、夢前町護持の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

9番です。

安富町皆河の田 につきまして、安富町皆河の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

10番です。

船津町の田 につきまして、船津町の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

11番です。

船津町の田 につきまして、船津町の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「露地野菜、果樹」となっております。

12番です。

船津町の田 につきまして、船津町の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

13番です。

山田町多田の田 につきまして、山田町多田の が、弟である から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

14番です。

山田町北山田の田2筆 につきまして、山田町北山田の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

15番です。

豊富町神谷の田 につきまして、豊富町神谷の が、子である から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

・・・。

議長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、各地区協議会の意見では、1番から6番までの新規農家のうち、1番から3番と5番6番については省略、4番については行う、ということでしたが、こちらについてなにかご意見等ありませんでしょうか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、それでは、4番について聞き取り調査を行う、ということで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定とします。

それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P6)を説明する。

〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、2件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

1番が調整区域の案件、2番が都市計画区域外の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、どちらも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

林田町下構の田 [] につきまして、「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、

[] 計画となっております。現況につきましてはすでに転用済みで、農用地区域除外許可されたことで転用許可を得たと誤認し造成してしまったとして、始末書が添付されております。

2番です。

安富町三森の田 [] につきまして、「車庫にしたい」との転用の申請で

す。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、[] 計画で、このことにつきまして始末書が添付されております。

どちらの案件も、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として1件提出されております。

夢前町前之庄の畑 [] につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

各 委 員

・・・

議 長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P7～P8)を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、10件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

1番から6番が都市計画区域外の案件、7番から10番が調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町前之庄の田3筆 [] につきまして、[] が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である夢前事務所から至近距離の「第3種農地」に該当すると考

えております。「事業内容」につきましては、

計画となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

2番です。

夢前町寺の田 につきまして、 が、「譲り受けて、農業用倉庫、農業用資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 となっております。

り、このことにつきまして経緯書が添付されております。

3番から5番です。

が、安富町安志の田3筆 につきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、いずれも出力50kW未満の小規模太陽光施設で、敷地の用に供する部分の事業面積は、いずれも1,000㎡未満となっており、景観条例の手続きは不要となっております。

6番です。

安富町長野の田2筆 につきまして、 が、「譲り受けて、事務所兼倉庫を建築し、露天資材置場及び露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、

計画となっております。

7番です。

別所町佐土新の田 につきまして、 が、「父から使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建築し、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、

計画となっております。「他の許可等を受ける必要」につきましては、河川占用許可および建築許可が申請済となっております。

8番です。

飾東町塩崎の田2筆 につきまして、 が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、出力50kW未満の小規模太陽光発電設備を設置する計画となっております。

9番です。

飾東町清住の田 につきまして、 が、「使用貸借権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、

計画となっております。

10番です。

飾東町八重畑の田 につきまして、 が、「譲り受けて、通路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えて

おります。この案件、すでに令和5年1月19日付で5条許可を得て転用したものの、許可日前に譲受人が死亡しており、改めて相続人において再申請がなされているものです。以上のことから、現況はすでに「通路」に転用済みとなっております。経緯書が添付されております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

1番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

委員

[Redacted]

議長

はい、報告、ありがとうございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P9～P10)を説明する。

[相続税等納税猶予適格者証明について]

今月は5件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。

1番です。勝原区大谷の[Redacted]が所有されておりました市街化区域の農地6筆を、子であります[Redacted]が相続するというものです。[Redacted]は、現在、[Redacted]に住民登録がありますが、実家に居住しており、近々住民登録を移されるということです。農地の利用状況ですが、3番4番の農地は、2筆一体で野菜を作付けされ、その他はいずれも耕起状態で、農地として良好に管理されています。中南部地区農政協議会では証明を出すことについて適当であるとご意見をいただいております。

2番です。北原の[Redacted]が所有されておりました市街化区域の農地6筆を、子であります[Redacted]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、6筆一体利用で耕起状態にあり、農地として良好に管理されています。ただし、相続後の作付けについて担当委員が申請者の親族に聞き取り調査をしたところ、耕作の目途が立っていないと回答があったとのことで、納税猶予の要件である自ら耕作するという条件を満たすかどうか願出人の最終の意思確認ができていない状況となっています。中南部地区農政協議会では納税猶予の最終の意思確認ができた後に審議するべきであるにご意見をいただいております。

3番です。飾磨区英賀西町の[Redacted]が所有されておりました市街化区域の農地2筆を、子であります[Redacted]が相続するというものです。農地の

利用状況ですが、1番は一部野菜を作付けされており、営農計画書も合わせて提出されています。また、倉庫および電気の支柱部分の面積は除外して申請されています。2番は、果樹が植えられています。こちらも倉庫部分の面積は除外して申請されています。どちらも農地として良好に管理されています。中南部地区農政協議会では証明を出すことについて適当であるのご意見をいただいています

4番5番です。広畑区清水町の[]が所有されていた市街化区域の農地1筆を、子であります[]と[]がそれぞれ2分の1ずつ相続するというものです。農地の利用状況ですが、果樹および野菜を作付けされており、農地として良好に管理されています。また、倉庫部分の面積は除外して申請されています。中南部地区農政協議会では証明を出すことについて適当であるのご意見をいただいています

説明は以上です。1番3番4番5番の方に証明書を発行すること及び2番の方には今回は証明書を発行しないことについて、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

委員 報告します。2番の件ですが、聞き取り調査において納税猶予の要件として自ら耕作する必要があることを説明したところ、相続人の母親から、やる気はあるけれどもサラリーマンで55才で本当に耕作できるか家族会議で確認するとの話がありました。その最終的な回答をまだ聞いていないので、また事務局の方でも確認してみますとのことなので、今回はいったん証明書の発行は見送り、継続審議としていただいております。以上です。

議長 この件について事務局からなにかありますか。

事務局 相続人は死亡日から10か月以内に手続しないといけない訳ですが、その期限までまだ日数はありますので、来週あたりには事務局の方でも意思確認をしていきたいと思っています。納税猶予の要件について十分理解していただき、本人のそれでも農業をやっていきますとの意思確認ができましたら、改めて証明書の発行のご審議をいただこうと考えております。

議長 納税猶予の制度について、十分に認識していただいた上で進めていかないと、税務署で認められないとなるなどしても困りますので、まずは確認をお願いします。

委員 そのお母さんも、退職してからゆっくり農業をやっているかどうかと思っています。いたようですので、仕事もしながらでは本当にできるのか心配そうな様子でした。

議長 ほかに、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 特にないようですので、それでは、1番3番4番5番の方に証明書を発行することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に、報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P11~P12)を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、2月9日から3月7日の間に受け付けたもの、8件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・

議長

特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号(P12~P17)を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、2月9日から3月7日の間に受け付けたもの30件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号(P18~P24)を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が7件ございました。うち、利用権に該当するものは5件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、離作料金の支払いが1件、「無償」が2件となっております。

続きまして、使用貸借期間満了による耕作権の消滅について、33件となっております。この使用貸借期間満了による耕作権の消滅につきましては、無料での貸し借りである使用貸借について、平成29年改正の民法が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、当事者が期間を定めた使用貸借はその期間が満了すれば終了し、農地は返還されるものと整理されました。これにより、令和2年4月1日以降に農地法第3条の許可を得て使用貸借で貸し付けている農地は、期間満了により耕作権が消滅したのものとして所有者の台帳へ登載することとしています。なお、この手続きについては、使用貸借の3条許可書の交付時に、申請人に通知しているところです。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

ないようですね。
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号(P25～P26)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、2月において10件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。確認をお願いします。
次に報告第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P27)を説明する。
〔県農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

報告第5号、農業経営改善計画の認定につきまして、2月の会長決裁分です。

兼田で露地・施設野菜を作付けしている[]につきまして、代表者の[]が、経営体を個人から法人に変更されたことによる申請です。市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果として、[]は令和6年2月19日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

なお、認定期限は本来5年間であり、令和11年2月となるべきですが、[]が令和4年11月30日にすでに個人として認定されていたので、その際の期限である令和9年11月29日がこの度の認定期限となります。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですね。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時25分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

福 永 信 幸

(署名委員)

青 田 誠
